

仕 様 書

1 契約名称

令和8年度旭区役所庁舎及び旭区保健福祉センター分館から排出する一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）

2 概要

本業務は、受注者が大阪市（以下、「発注者」という。）の指示する施設等のごみ収集場所から一般廃棄物（以下、「ごみ」という。）を収集し、大阪広域環境施設組合の処理施設に運搬するものである。

3 履行期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

4 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。
- (3) 契約後、本仕様書に疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。

5 許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

6 一般廃棄物の数量

合計 3,600 kg（施設別の内訳は次のとおり）

- (1) 旭区役所
3,400 kg
- (2) 旭区保健福祉センター分館
200 kg

（注）上記数量は概算であるため増減する可能性がある（処分量を約束するものではない）。

7 作業計画

受注者は、業務の実施に先立ち、収集日や収集時間、使用車両や機材等を示した業務計画書を速やかに作成し、発注者へ提出し承認を得ること。

提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の

承認を得ること。

8 業務内容

(1) 収集場所

ア 大阪市旭区役所（大阪市旭区大宮 1 丁目 1 番 17 号）

詳細は「別紙 1」のとおり

イ 旭区保健福祉センター分館（大阪市旭区森小路 2 丁目 5 番 26 号）

詳細は「別紙 2」のとおり

(2) 収集日、収集時間、収集回数

ア 収集日及び収集回数

収集日は、平日とする（土曜日、日曜日、祝日を除く）。

収集日の間隔は可能な限り平準化するよう努めること。

なお、年末年始の閉庁期間（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）は収集を行わないこととする。

収集回数は、各施設において次のとおりとする。

（ア） 大阪市旭区役所

週 2 回以上

（イ） 旭区保健福祉センター分館

週 1 回以上

イ 収集時間

各施設において次のとおりとする。なお、施設の管理運営上必要な場合、発注者が別途指示する場合がある。

（ア） 大阪市旭区役所

午前 9 時から午後 5 時までの間

（イ） 旭区保健福祉センター分館

午前 9 時から正午までの間

(3) 収集運搬作業

ア 受注者は、本業務対象施設のごみ収集場所において、ごみを収集し、運搬車両に積み込むこと。

イ 収集したごみは、速やかに指定された処理施設へ搬入すること。

ウ 本市処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の監督職員の指示に従い対応すること。

エ 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、ごみ収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の監督職員の承諾を得ること。

オ 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。

カ 作業にあたっては、粉塵の飛散防止を行う等し、施設を汚さないよう注意すること。

と。作業に伴い飛散・散乱したごみがある場合は丁寧に掃除すること。

キ 収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。

ク 台風、降雪などの荒天により通常どおり作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。

(4) 使用車両

ア 車両形状は特には指定しない。

イ 受注者は、本業務着手までに、作業に使用する車両について、発注者が定める提出書類及び必要書類を提出し承認を得なければならない。

【必要書類】

① 使用予定車両届（別紙3）

② 車検証（写し）

③ 車両写真（前姿、側姿、後姿の3方向から撮影されたもので、前姿、後姿についてはナンバープレート、側姿については大阪市環境局が定める大阪市一般廃棄物収集運搬許可業者の車体表示が写っていること）

ウ 受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。

なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出し承認を得なければならない。

エ 受注者は、本業務に使用する車両が他の大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者からの借受車両である場合は、当該許可業者の大阪市一般廃棄物収集運搬業許可申請書に記載されていない車両（当該許可業者の大阪市一般廃棄物収集運搬業許可における承認車両ではない車両）でなければならない。

(5) 処理施設

ア 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として舞洲工場とする。

イ 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

| 最終収集区 | 通行経路（往復） |
|---|----------------|
| 此花区 | 指定無し |
| 福島区 | 安治川右岸線（※1） |
| その他 | 高速道路又は夢舞大橋（※2） |
| （※1）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。 復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。 | |
| （※2）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、 福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。 | |

ウ 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

(6) 自動計量システムICカード

自動計量システムICカードは大阪市環境局が貸与したものを使用すること。

(7) その他

ア 受注者は、本業務の履行に際して第三者との間で事故やトラブル等が生じた場合は、受注者の責任により誠意を持って解決にあたりるとともに、その経過や内容を速やかに発注者へ報告すること。

イ 受注者は、本業務の履行を円滑に行うため、発注者と十分に連絡調整を行うこと。

9 報告

受注者は、毎月の作業終了後、報告書（作業日及び排出量を示す、任意の様式）により、車両ごとの収集運搬した実績等を記載し、ごみ計量票の写しとともに、当該月の翌月3開庁日まで（ただし、令和9年3月分は令和9年3月31日まで）に発注者へ提出すること。

また、本業務完了後には直ちに業務完了報告書（履行期間における全ての業務が完了した旨を記した報告書（様式は任意））を作成し、発注者へ提出（令和9年3月31日まで）すること。

10 収集運搬量

提出されたごみ計量票の写しに記載された数量をもって収集運搬量とし、出来高とみなす。

ただし、ごみ計量票の写しに記載された数量のうち、発注者の排出したごみ以外が含まれる場合は、発注者の排出量を別途明記すること。この場合、原則として当該数量をもって収集運搬量とし、出来高とみなす。

11 経費の負担

本業務にかかるごみの処分費及び運搬費、使用機材に関する経費など業務の履行に際して必要となる費用一切は、受注者の負担とする。

ただし、8(1)における作業に際して最低限必要となる電気・ガス・水道代は発注者負担とする。

12 概算契約

本業務の数量は概算であり、増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。

業務委託料の確定は、本概算契約にかかる内訳書記載の単価（税抜）に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

13 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

14 関係法令の遵守

受注者は、本業務を行うにあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

道路交通法や道路運送車両法、最低賃金法、労働基準法等の関係法令についても遵守すること。

15 遺失物の処理

本業務中に本市施設内において遺失物を拾得、または市民等から届出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

16 再委託の制限

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 一般廃棄物収集運搬業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出

しなければならない。

17 その他

- (1) 受注者は、業務中に施設の破損、設備の故障箇所を発見した場合は、その状況を発注者の施設管理担当者に報告すること。
- (2) 作業は安全を第一とし、作業場所等については現状復帰すること。
- (3) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (4) 契約の締結は、令和8年度予算が発効したときとする。

18 担当

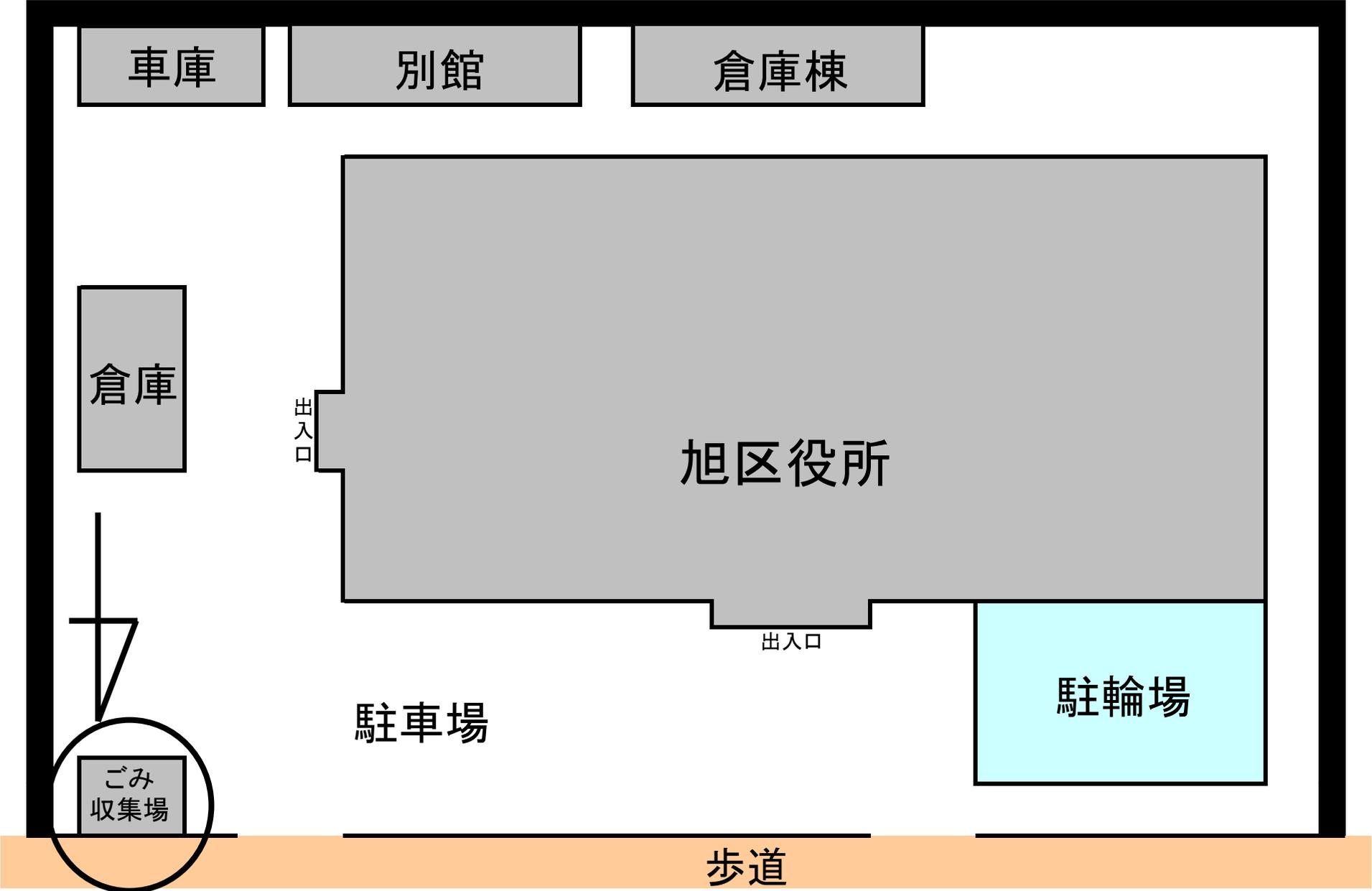
旭区役所 総務課（庁舎管理）

住 所：大阪市旭区大宮1丁目1番17号

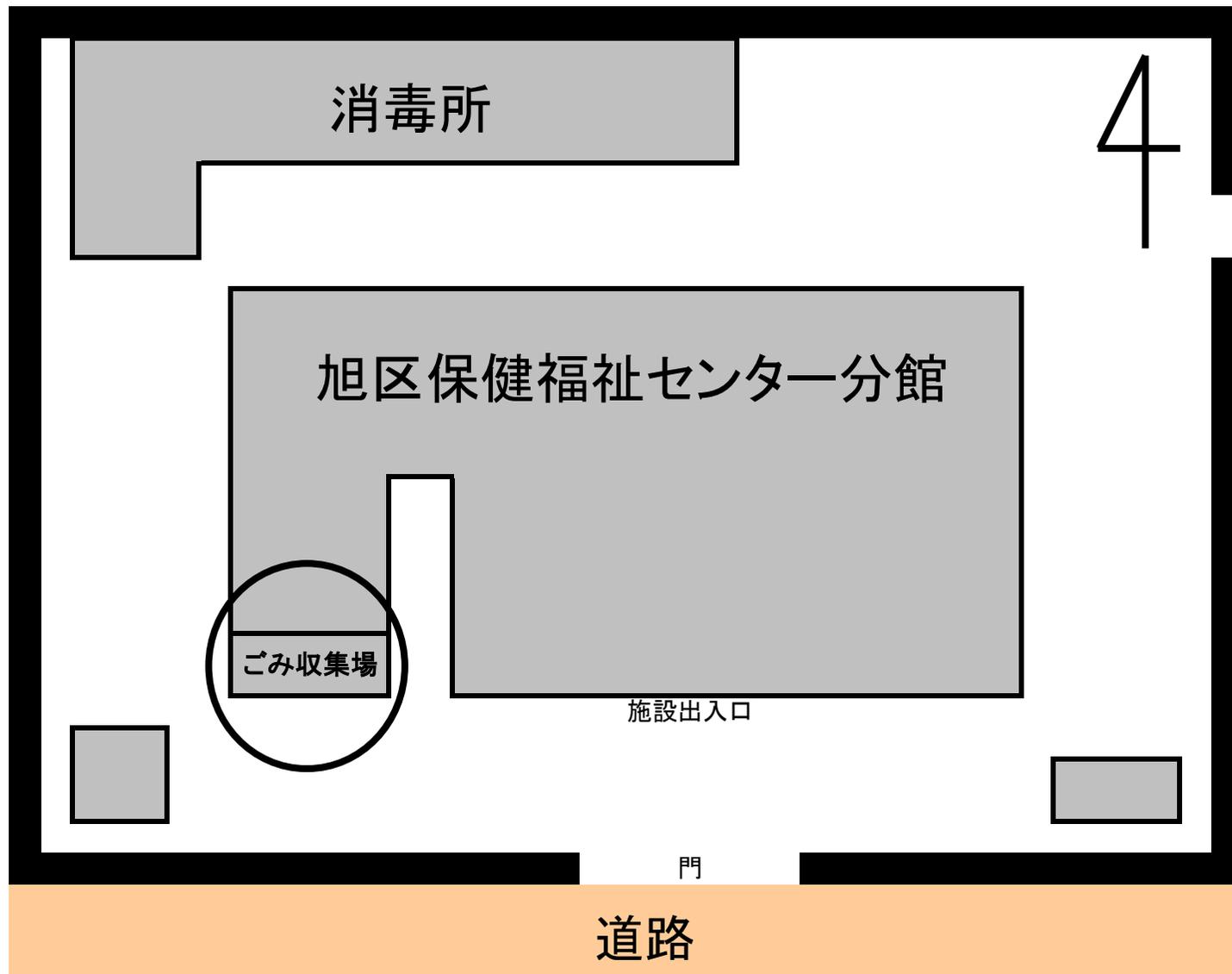
電 話：06-6957-9625

F A X：06-6952-3247

旭区役所庁舎外周図面



旭区保健福祉センター一分館外周図面



| | | | | | |
|------------------|---------|-------|-------|------------|-------|
| 運搬施設の概要 | | | | | |
| (1) 運搬車両一覧 | | | | | |
| | 自動車登録番号 | 形式・寸法 | 車両の名称 | 最大積載量 (kg) | 備 考 |
| 1 | | | | | 新・継・廃 |
| 2 | | | | | 新・継・廃 |
| 3 | | | | | 新・継・廃 |
| 4 | | | | | 新・継・廃 |
| 5 | | | | | 新・継・廃 |
| 6 | | | | | 新・継・廃 |
| 7 | | | | | 新・継・廃 |
| 8 | | | | | 新・継・廃 |
| 9 | | | | | 新・継・廃 |
| 10 | | | | | 新・継・廃 |
| 事務所の所在地 | | | | | |
| 駐車場の所在地 | | | | | |
| (2) その他の運搬施設の概要 | | | | | |
| 運搬容器等の名称 | 用 途 | 容 量 | 備 考 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| (3) 積替え又は保管施設の概要 | | | | | |

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

(報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課 電話：06-6957-9625)

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること